

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年6月28日 |
| 【会社名】 | ラオックス株式会社 |
| 【英訳名】 | Laox Co., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 羅 怡文 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区外神田四丁目6番7号 |
| 【電話番号】 | 03(6859)3800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 広報IR部長 山崎 陽子 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区外神田四丁目6番7号 |
| 【電話番号】 | 03(6859)3802 |
| 【事務連絡者氏名】 | 広報IR部長 山崎 陽子 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 9,000,005,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|--------------|---|
| 普通株式 | 257,143,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株です。 |

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本件第三者割当」といいます。）は、平成23年8月23日（火）開催予定の臨時株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）において本件第三者割当が承認されることを条件として、平成23年6月28日（火）開催の取締役会において決議されております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|--------------|---------------|---------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 257,143,000株 | 9,000,005,000 | 4,500,002,500 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 257,143,000株 | 9,000,005,000 | 4,500,002,500 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また増加する資本準備金の総額は、4,500,002,500円であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 35 | 17.50 | 1株 | 平成23年8月23日（火） | - | 平成23年8月29日（月） |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4. 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われません。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-------------------|
| ラオックス株式会社 経営企画室 | 東京都千代田区外神田四丁目6番7号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------|-----------------|
| 交通銀行 東京支店 | 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 9,000,005,000 | 42,905,000 | 8,957,100,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用8,400,000円、登記関連費用31,505,000円、その他費用3,000,000円
その他費用には調査費用及び臨時株主総会に係る印刷費用等が入っております。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額8,957,100,000円の使途といたしましては次のとおりでございます。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|--------------------------------------|---------|------------------|
| 中国新規出店（店舗設計費用、内装工事費用、準備費用、商品仕入等） | 約5,457 | 平成23年8月～平成25年12月 |
| 国内新規出店（店舗設計費用、内装工事費用、賃料等、準備費用、商品仕入等） | 1,350 | 平成23年8月～平成24年12月 |

| | | |
|-------------|-------|------------------|
| P B 商品開発・販売 | 600 | 平成23年8月～平成24年12月 |
| 仕入・その他運転資金 | 1,250 | 平成23年8月～平成23年12月 |
| 借入金の返済 | 300 | 平成23年8月～平成23年11月 |

調達された資金は、当社が管理する預金口座にて管理され、使途に応じて支出されます。

平成23年6月28日付で、当社は、蘇寧電器股? 有限公司（以下「蘇寧電器」といいます。）、蘇寧電器集団有限公司（以下「蘇寧電器集団」といいます。）、及び割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITED及びGRANDA GALAXY LIMITEDとの間で資本業務提携契約を締結し、当社と蘇寧電器とで協議した出店計画に基づき、平成25年12月末までに30店、売上規模20億～50億円の店舗を出店する見込みであり、中国本土における新規出店費用（店舗設計費用、内装工事費用、準備費用、商品仕入等）として約5,457百万円を使用します。出店数については、平成24年12月期までに中国主要都市に10店舗、平成25年12月期に20店舗を計画しており、上記はそのうち14店舗出店分（平成24年12月期までの10店舗、平成25年12月期の4店舗、ただし、平成25年12月期の4店舗目については商品仕入等の費用を除く）の資金とします。なお、15店舗目以降の出店費用については、収益改善に伴う財務体質の健全化により多様なファイナンス手法が選択できるものと考えており、今後適切な方法を検討した上で調達を行う予定です。

国内において平成24年12月末までに、旗艦店となる店舗を1店、中小規模の店舗を3店出店する見込みであり、合計1,350百万円を新規出店費用（店舗設計費用、内装工事費用、賃料等、準備費用、商品仕入等）として使用します。当社は既にキッチン家電である豆乳メーカー等のP B商品を開発し、販売を行っています。今後個人及び法人向けに平成23年に5アイテム（キッチン家電3種、家事家電1種、電動アシスト自転車1種）、平成24年に7アイテム（キッチン家電4種、家事家電2種、電動アシスト自転車1種）の新たなP B商品の開発及び販売を行うため、その開発費及び販売促進費として600百万円を使用します。

東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故による国内店舗事業の売上減少により、手元資金の減少が予測されることから、平成23年12月期の仕入・その他運転資金として1,250百万円を使用します。上記は、直近6カ月間の当社の経常収支をベースに原発事故による観光客の減少による収支の悪化の影響を加味し、更に現状着手しているキャッシュフロー改善策を勘案したものです。なお、平成24年12月期第1四半期以降は、上記、およびの資金投入を含めると、キャッシュフローが黒字化する見込みであります。

当社は、運転資金として、平成23年5月18日付で交通銀行東京支店より金利2.1%、返済期日平成23年11月17日の条件で短期のつなぎ資金として300百万円の短期借入を行っており、その返済に300百万円を使用いたします。

<注> 当社は平成22年9月2日の第三者割当増資に伴い、約2,500百万円を調達しました。当初の計画では、平成22年11月から平成23年6月までの間に国内新規出店に約1,600百万円、平成22年9月から平成23年9月までの間に中国本土への出店に約300百万円、平成22年9月から平成23年3月までの間に仕入、その他の運転資金に約400百万円、平成22年9月から平成22年12月までの間に借入金返済に約200百万円を使用することとしておりました。

しかしながら、平成22年9月7日に発生した日中間の外交問題において、同年9月17日に中国の大手日用品メーカーが10月に計画していた1万人規模の観光団の訪日の中止を発表し、その後19日から20日にかけての動向で、中国人観光客の減少が予想される事態となったため、調達時に交渉を進めていた国内旗艦店となる大型店舗の出店候補先への出店検討を取りやめることといたしました。結果として、国内新規出店のために使用を予定していた約1,600百万円のうち、平成22年11月に開店した「銀座松坂屋店」及び平成23年2月に開店した「新千歳空港店」の出店費用として、約429百万円（敷金および設備投資に約106百万円、開店時商品仕入に約308百万円、広告宣伝および人材募集費用に約15百万円）を使用するに留まりました。国内新規出店に使用を予定していた残額1,171百万円については、当社A種優先株式の償還に約261百万円、借入金の返済に508百万円、仕入その他の運転資金に約402百万円を使用しました。

また、中国出店事業については、出店先の絞り込みを行い、商品構成や店舗コンセプト等についても検討の上、計画を進めておりましたが、平成22年6月に出店した既存店舗の売上が9月に落ち込み、また10月の国慶節の売上も芳しくなかったことから、出店する店舗の規模および形態の変更も含めた抜本的な検討を行うこととし、出店計画を一時凍結としました。よって、中国での蘇寧電器店内へ小型店舗を110店舗出店するために使用を予定していた約300百万円は、金利負担軽減のため、借入金返済に充当しました。

なお、上述の仕入、その他の運転資金に約400百万円及び借入金返済に約200百万円については、使途に変更はございません。

当社は交通銀行東京支店との間で借入極度額を1,500百万円とする「戦略提携合意書」を平成21年11月16日付で締結しており、当該増資実行時には、当該合意書に基づき同行同支店より総額964百万円の借入を行っておりました。当該合意書に基づき、個別審査はあるものの、当社は上記借入極度額の範囲内で、同行同支店より機動的に借入を行うことが可能でした。従いまして、上述の国内旗艦店の出店取りやめ、当初計画に基づく中国出店計画の一時凍結に伴い、経済合理性の観点から、当社は、手許資金も含め平成22年10月13日までに当該借入金を返済いたしました。一方で、日中外交問題の影響を見定めつつ、出店時期や規模について当初計画を見直したうえで国内および中国出店を行うこととし、出店決定の際は、交通銀行東京支店から1,500百万円を限度に機動的に融資を受ける予定でしたが、昨年9月以降の日中外交問題の深刻化による中国人観光客の大幅な減少と、今年に入り中国人観光客数の回復が確実なものとなりはじめた直後に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故による外国人観光客の激減という外部環境の大幅な変化に対応し、この度、事業バランスをはかり収益構造の強化を目的に考えて中期経営計画を変更することといたしました。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故に伴う外国人観光客の激減が短期的には当社の業績へ大きな影響を与える見込みとなり、自己資本の増強を行わない限り交通銀行東京支店からの1,500百万円の借入極度額の維持が困難であることが平成23年3月下旬に明らかとなり、また業績予想の下方修正を行わざるを得ない当社の現状を鑑みるとその他金融機関からの同等条件での相当額の調達は難しいと判断されることから、当社の中期経営計画の実現のためには、この度の第三者割当増資による資金の調達が不可欠との判断に至りました。

<平成22年9月2日払込資金の使途詳細>

| 平成22年8月16日付有価証券届出書に記載された使途 | 使用予定金額 | 使用金額 | 備考 |
|----------------------------|-----------|-----------|--|
| 国内新規出店 | 約1,600百万円 | 約429百万円 | 平成22年10月～平成23年3月銀座松坂屋店出店費用 平成23年2月～3月新千歳空港店出店費用 |
| 中国本土への出店 | 約300百万円 | 0円 | |
| 仕入、その他の運転資金 | 約400百万円 | 約400百万円 | 平成22年9月運転資金 平成22年10月以降仕入 |
| 借入金返済 | 約200百万円 | 200百万円 | 平成22年9月2日 |
| 総計 | 約2,500百万円 | 約1,029百万円 | 差額は約1,471百万円 |

| 変更後の使途 | 使用金額 | 備考 |
|----------|-----------|---|
| A種優先株の償還 | 約261百万円 | 平成22年9月22日 |
| 借入金の返還 | 808百万円 | 平成22年9月24日 平成22年10月1日 平成22年10月13日 |
| 運転資金 | 約402百万円 | 平成22年10月以降 |
| 総計 | 約1,471百万円 | |

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

1. 資本業務提携契約の締結

(1) 資本業務提携の理由

平成21年6月25日付「蘇寧電器股？ 有限公司及び日本観光免税株式会社との第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行を含む業務資本提携に関するお知らせ」で公表したとおり、当社は、同年8月3日に蘇寧電器の100%孫会社であるGRANDA MAGIC LIMITED及び日本観光免税株式会社に対し新株式及び新株予約権（平成22年6月4日に全て行使）を発行し、平成22年12月31日現在、GRANDA MAGIC LIMITEDは、当社の発行済株式総数の34.28%を所有しており、筆頭株主となっております。また、当社は、蘇寧電器の指名する者を株主総会の承認を得て取締役を選任し、平成21年11月16日に蘇寧電器との協力関係を軸に当社の発展を目指した中期経営計画を公表し、これを実現すべく、貿易仲介事業に関し平成22年3月3日に「中国現地法人設立に関するお知らせ」、同年6月4日「蘇寧電器店舗でのラオックス輸出商品の販売キャンペーン実施の件」を公表し、同年6月18日には上海中心地区にある蘇寧電器の店舗内に中国出店事業の1号店として日本ブランド・日本製品の楽器を取扱い日本式のサービスを徹底する「MUSICVOX上海遠東店」を開業するなどしております。このように、当社は、平成21年6月以降、資本関係、人的関係及び取引関係という全ての面において蘇寧電器との関係を軸に業務を進めておりました。一方、中国出店事業に関しては、出店先の絞り込みを行い、商品構成や店舗コンセプト等についても検討の上、計画を進めておりましたが、平成22年6月に出店した既存店舗の売上が9月に落ち込み、また10月の国慶節の売上も芳しくなかったことから、出店する店舗の規模及び形態の変更も含めた抜本的な検討を行うこととし、出店計画を一時凍結としました。また、東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故により、観光客の激減が予想され、当社の主力事業である国内店舗事業の免税事業の業績に影響がでることが見込まれることから、これを踏まえ、国内店舗事業への高い依存度を是正すべく早急に中国出店事業及び貿易仲介事業の拡大を図っていくことでバランスのよい事業展開を図り収益構造を安定化させる必要性が顕著になりました。そこで、当社は、当社の筆頭株主であるGRANDA MAGIC LIMITEDを通じて当社普通株式の34.28%を間接保有し、既に業務資本提携を行い当社の事業戦略に関して理解の深い蘇寧電器と協議し、当社の今後の事業展開への理解及び当社が中国事業を推進するための更なる協力関係を構築することを前提に資金を供与していただくこととし、当社は、平成23年6月28日開催の取締役会において、蘇寧電器、蘇寧電器集団、GRANDA MAGIC LIMITED、GRANDA GALAXY LIMITEDとの間で、資本業務提携契約を締結することを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

なお、蘇寧電器集団は蘇寧電器へ13.47%の出資をしており、小売り業、ホテル経営、不動産賃貸等を主な事業としております。蘇寧電器の創始者である張近東氏は、現在蘇寧電器の株式を27.9%所有し、董事長に就任しております。また、同氏は蘇寧電器集団の株式を28%保有しております。本資本業務提携に関する当社を含めた資本関係図は下記になります。

3. (1) 当期の連結業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

単位：百万円

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 | 1株当たり 連結当期純利益 |
|---------------------------|--------|--------|--------|---------|------------------|
| 前回発表予想（A） | 20,012 | 335 | 361 | 339 | 1.18 |
| 今回修正予想（B） | 11,000 | 990 | 985 | 1,333 | 4.63 |
| 増減額（B - A） | 9,012 | 1,325 | 1,346 | 1,672 | - |
| 増減率（％） | 45.03 | - | - | - | - |
| （参考）前期連結実績 （平成22年12月期） | 9,431 | 243 | 184 | 49 | 0.19 |

* 前期（平成22年12月期）は決算期変更の為9カ月決算となっております。

(2) 第2四半期の連結業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年6月30日）

単位：百万円

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 | 1株当たり 連結当期純利益 |
|------------------------------------|--------|--------|--------|---------|------------------|
| 前回発表予想（A） | 8,063 | 35 | 16 | 27 | 0.09 |
| 今回修正予想（B） | 4,000 | 812 | 808 | 1,151 | 4.00 |
| 増減額（B - A） | 4,063 | 777 | 792 | 1,124 | - |
| 増減率（％） | 50.39% | - | - | - | - |
| （参考）前期連結実績 （平成22年12月期第2 四半期） | 6,387 | 138 | 95 | 17 | 0.07 |

4. 修正の理由

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故により、日本国内へ観光にこられるお客様の減少が見込まれており、当社といたしましても年内の完全回復は非常に難しいと考えております。よって、海外からの観光客を主な顧客とする免税事業を主要事業とする国内店舗事業への甚大な影響が見込まれること及び、特別利益、特別損失計上の状況を鑑み業績の修正をいたすものであります。

また、上記業績見込みの修正をすることを踏まえ、平成22年12月期に計上しておりました税効果57百万円に關しまして取崩しを行うことといたしましたので上記の純利益の修正数値に加味しております。

（注）上記の予想は、当社が現在入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる可能性があります。

3. 中期経営計画の修正

当社は、平成21年11月16日付で「ラオックス株式会社中期経営計画（平成23年3月期～平成25年3月期）を公表いたしておりますが、平成23年3月11日に発生しました東北太平洋沖地震及びその後の原発事故を受けまして、業績及び今後の事業戦略について見直しをいたし、平成23年6月28日開催の取締役会において、下記のとおり、修正することを決定いたしました。

(主な修正箇所)

| 前回公表 | 今回の修正箇所 |
|---|---------|
| 1. 基本方針 「日本の基盤再構築、そして中国へ向け成長・発展を遂げていく」 | 変更なし |

| | |
|---|---|
| 2. 今後の3年間の主要3事業 (1) 国内店舗事業 (2) 中国出店事業 (3) 貿易仲介事業 | 変更なし |
| 3. 3年後事業目標 (1) 国内で新規出店2店舗の出店 (2) 中国に楽器・生活雑貨店をオープン (3) 輸入・輸出で150億円規模の取扱 | 3. 3年後事業目標 (1) 国内新規出店5店舗の出店 (2) 中国に旗艦店となる大型店舗30店 (3) 貿易仲介で120億 |
| 4. 3カ年定量目標 3年後売上高約700億円・営業利益率5%の実現へ | 4. 3カ年定量目標 3年後売上高約825億円・営業利益率3%台の実現へ |

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

GRANDA MAGIC LIMITED

| | | |
|------------------|-----------------------|---|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | GRANDA MAGIC LIMITED |
| | 本店の所在地 | 2nd Floor, Harbour Drive, P.O. Box 30592, George Town, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands. |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。また、証券口座に関する常任代理人は以下の通りです。 大和証券キャピタルマーケット株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 03-5555-3111 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 金 明 |
| | 資本金 | 50,000米ドル（円換算で4,174千円） 平成23年4月1日現在三菱東京UFJ銀行公表のドルから円への換算相場83.48円で計算しております。 |
| | 事業の内容 | 投資業 |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 主たる出資者及びその出資比率 | 香港蘇寧電器有限公司（100%） |
| | 出資関係 | GRANDA MAGIC LIMITEDは、当社普通株式98,603,263株（34.28%）を保有しております。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 1 資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成22年12月31日現在におけるものであります。

2 GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧電器股? 有限公司の100%子会社である香港蘇寧電器有限公司の100%子会社にあたるケイマン法人です。

3 香港蘇寧電器有限公司は、香港に本拠を置く持株会社であり香港に20数店舗を展開する家電量販店「Hong Kong Suning Citicall Appliance Ltd」を運営しています。

4 GRANDA MAGIC LIMITEDの親会社等にあたる蘇寧電器股? 有限公司に関する情報

| | | |
|----------------------|-----------------------|---|
| a. 割当予定先の親会社の概要 | 名称 | 蘇寧電器股? 有限公司 |
| | 本店の所在地 | 中国江蘇省南京市山西路8号金山大廈1-5層 |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。常任代理人もありません。 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 董事長 張 近東 日本の代表取締役会長に該当 |
| | 資本金 | 6,996,212千人民元 （円換算で89,061,779千円） 平成23年4月1日現在の三菱東京UFJ銀行公表の元から円への換算相場12.73円で計算しております。 |
| | 事業の内容 | 家電販売事業 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 張 近東（27.90%） |
| | | 蘇寧電器集团有限公司（13.47%） |
| 陳金鳳（2.81%） | | |
| 金明（1.72%） | | |
| | 広発聚豊股票型証券投資基金（1.54%） | |
| b. 提出者と割当予定先の親会社との関係 | 出資関係 | 蘇寧電器股? 有限公司は、GRANDA MAGIC LIMITEDを通じて、当社普通株式98,603,263株（34.28%）を間接保有しております。 |
| | 人事関係 | 当社に取締役4名を派遣しております。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 当社から商品（ ）を輸入しております。 キッチン小物・生活雑貨など |

(注) 1 資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成22年12月31日現在におけるものであります。

2 上記記載の本店の所在地は登記上の住所です。本社所在地は中国江蘇省南京市玄武区蘇寧大道1号となります。

GRANDA GALAXY LIMITED

| | | |
|--------------------|-----------------------|---|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | GRANDA GALAXY LIMITED |
| | 本店の所在地 | Scotia Centre, 4th Floor, P.O.Box 2804, George Town, Grand Cayman KY1-1112, Cayman Islands. |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません、また、証券口座に関する常任代理人は以下の通りです。 大和証券キャピタルマーケット株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 03-5555-3111 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 馬 暁詠 |
| | 資本金 | 50,000米ドル（円換算で4,174千円） 平成23年4月1日現在の三菱東京UFJ銀行公表のドルから円への換算相場83.48円で計算しております。 |
| | 事業の内容 | 投資業 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | SUNING INTERNATIONAL LIMITED（100%） |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 1 GRANDA GALAXY LIMITEDは、平成23年4月18日に設立されました。

2 GRANDA GALAXY LIMITEDは、蘇寧電器集団有限公司の100%子会社であるSUNING INTERNATIONAL LIMITEDの100%子会社にあたるケイマン法人です。

3 SUNING INTERNATIONAL LIMITEDは、香港に本拠を置く国際投資会社です。

4 SUNING INTERNATIONAL LIMITEDの親会社等にあたる蘇寧電器集団に関する情報

(平成22年12月31日現在)

| | | |
|------------------------|-----------------------|--|
| a. 割当予定先の親会社の概要 | 名称 | 蘇寧電器集団有限公司 |
| | 本店の所在地 | 中国江蘇省南京市淮海路68番 |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。常任代理人もありません。 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 馬 暁詠 |
| | 資本金 | 200,000千人民元 (円換算で2,546,000千円) 平成23年4月1日現在の三菱東京UFJ銀行公表の元から円への換算相場12.73円で計算しております。 |
| | 事業の内容 | 小売り事業、不動産事業 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 劉 曉萌 (48.0%) 張 近東 (28.0%) 孫 為民 (24.0%) |
| b. 提出者と割当予定先の親会社との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

c. 割当予定先の選定理由

本件割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧電器の100%孫会社にあたり、蘇寧電器が国際化の一環として設立した投資事業会社であり当社の既存の筆頭株主でもあります。また、GRANDA GALAXY LIMITEDは、蘇寧電器集団の100%孫会社にあたり、こちらも蘇寧電器集団の戦略的投資事業を担って設立されました。蘇寧電器集団は、蘇寧電器へ13.47%の出資をしており、小売り業、ホテル経営、不動産賃貸等を主な事業としております。蘇寧電器の創始者である張近東氏が蘇寧電器集団の株式を保有しております。また、蘇寧電器は、中国国内において家電量販店として20年の歴史があり、中国出店事業を今期本格化し中核事業へといち早く成長させていこうとする当社にとって戦略的に極めて重要なパートナーであると考えております。蘇寧電器は、当社の既存の筆頭株主であるGRANDA MAGIC LIMITEDを通じて当社普通株式の34.28%を間接保有しており、平成21年6月に業務資本提携契約を締結して以来、現在に至るまで当社に取締役を派遣（平成23年3月31日現在4名在任）しており、当社の事業の状況や今後の展開に関して理解が深く、平成23年6月28日に公表した「中期経営計画の修正に関するお知らせ」策定の過程でも、当社の中国出店計画に関して積極的に関与し具体的なアドバイスをするなど、これまでの数度にわたる資金的支援だけでなく、事業展開の内容・方策に関しても継続して支援を行っております。本件第三者割当増資後当社は蘇寧電器の子会社となりますが、蘇寧電器と当社の位置付けを明確にすることで、中国出店事業に際して蘇寧電器の知名度の利用や流通網（物流システム・アフターサービス等）、人材、情報等の共有化の推進をはかれます。また、当社の収益基盤の安定化をはかることは、当社にとっても間接的に当社の株式を保有する蘇寧電器にとっても大事なことであります。よって、当社としても新規投資費用や、東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故による業績への影響により運転資金の確保を要することから、本件第三者割当を行うこととしました。そして、平成23年6月28日に公表した「中期経営計画の修正に関するお知らせ」の中に盛り込まれている中国出店事業を協力して推進していく旨改めて確認した上で、その推進に向けて蘇寧電器グループであるGRANDA MAGIC LIMITED及びGRANDA GALAXY LIMITEDからの出資を受けること及び業務提携を推進することを決定し、資本業務提携契約を締結し、蘇寧電器及び蘇寧電器集団の関連

会社であるGRANDA MAGIC LIMITED及びGRANDA GALAXY LIMITEDを本件第三者割当の割当予定先として決定いたしました。なお、今回、割当予定先を2社とし、当社の既存株主であるGRANDA MAGIC LIMITEDに加えGRANDA GALAXY LIMITEDを追加した過程においては、蘇寧電器集団との事業シナジー効果を考慮いたしました。当社は、中国出店を強化していくにあたりこれまで以上に中国での出店の為の物件情報や中国市場の動向を把握していく必要があり、今後の中国展開に関する蘇寧電器との協議の過程で、それを具体的に支援することが可能である蘇寧電器集団の紹介を蘇寧電器より受けました。これは、蘇寧電器が関係会社を含めて幅広く多方面から当社との関係性を構築していくという蘇寧電器の意思の表れでもあります。そして、蘇寧電器集団がこの度当社と資本業務提携契約を締結するにあたり、蘇寧電器集団の戦略的投資事業を担うための投資事業会社としてGRANDA GALAXY LIMITEDを平成23年4月18日付で設立いたしました。GRANDA GALAXY LIMITEDと蘇寧電器集団の関係は上記のとおりであり、蘇寧電器集団は、不動産賃貸が主な事業の一つであることから、当社が中国本土ヘラオックスブランドで新規出店していくにあたり必要不可欠な不動産情報を得ることが可能となります。また、当社が貿易仲介事業を推進することで日本から中国へ進出する企業を蘇寧電器集団へ紹介することも可能となります。加えて、GRANDA GALAXY LIMITEDの100%親会社であるSUNING INTER NATIONAL LIMITEDは国際投資専用の投資を行っており財務的な視点での経験も豊富なため当社の企業価値向上に関するアドバイスも今後期待できます。

また、当社株式の割当先を2社とし、GRANDA MAGIC LIMITEDに加えGRANDA GALAXY LIMITEDを追加することを決定した過程においては、中国法令における国外投資管理弁法(中国国内から国外へ投資する場合における審査・承認手続き等の基準を定めた中国の法令)を参照し、中国に於いて必要となる審査・承認手続きに要する期間と今回の増資スケジュールを勘案しております。

また、当社における本件第三者割当に係る取締役会には、取締役の蒋勇及び取締役の韓楓は蘇寧電器における担当業務がそれぞれ、出店事業担当及び財務担当であることから、特別利害関係を有する者又は特別利害関係を有する恐れのある者として参加しておりません。

d. 割り当てようとする株式の数

本割当株式の各割当先に割り当てる予定の株式の数は以下の通りです。

GRANDA MAGIC LIMITED 179,235,000株

GRANDA GALAXY LIMITED 77,908,000株

e. 株券等の保有方針

本件第三者割当により発行する普通株式のGRANDA MAGIC LIMITED及びGRANDA GALAXY LIMITEDによる保有については、原則として当社企業価値の向上を支援することが目的であり中長期的な視点で保有する旨について、割当予定先である両者に加え、実質的な出資者である蘇寧電器及び蘇寧電器集団からも口頭にて確認いたしております。

また、当社は、割当予定先が、本件第三者割当の払込期日から2年以内に新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITED及びGRANDA GALAXY LIMITEDは、実質上蘇寧電器及び蘇寧電器集団の投資機関として位置付けされており、GRANDA MAGIC LIMITEDは蘇寧電器から、GRANDA GALAXY LIMITEDは蘇寧電器集団からの貸付資金(金利0%・期日設定なし)によって本払込を行う予定であることから、実質的な出資者は蘇寧電器及び蘇寧電器集団であるため、当社は蘇寧電器及び蘇寧電器集団の残高証明書及び出資を確約する旨の書類を受領しております。蘇寧電器については平成23年6月23日付の残高証明書(平成23年6月22日時点残高)の記載により預金残高977,015千人民元(日本円換算で12,154,070千円(平成23年6月23日付為替レート1元=12.44円で計算))、蘇寧電器集団については平成23年6月23日付の残高証明書(平成23年6月23日時点残高)の記載により預金残高781,065千人民元(日本円換算で9,716,449千円(平成23年6月23日付為替レート1元=12.44円で計算))の確認をしておりますので、本件払込については十分可能であると判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、当社は、各割当予定先が暴力若しくは威力を使い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク(代表取締役 渡部洋介 本社:東京都新宿区愛住町22番地)に調査を依頼いたしました。

具体的には、GRANDA MAGIC LIMITEDに関しましては、その100%親会社である香港蘇寧電器有限公司とさらにその100%親会社である蘇寧電器に遡って、法人、その取締役及び主要株主の調査を実施いたしました。平成23年4月18日に設立したGRANDA GALAXY LIMITEDに関しましては、その100%親会社であるSUNING INTERNATIONAL LIMITEDとさらにその100%親会社である蘇寧電器集団に遡って、法人、その取締役及び主要株主の調査を実施いたしました。

その調査の結果、同社が保有する公知情報データベースとの照合により、割当予定先及び関係会社並びにその役員について、現時点で、当該割当予定先等関係者が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認し、その旨の報告書を受領しており、当社内においても公知の情報を収集し検証した結果反社会的勢力との関係は存在しないことを確認しており、全割当予定先が特定団体等ではないこと及び特定団体等と一切関係はないと判断しております。

また、今回の割当予定先2社が共同で議決権を行使する旨の契約書を締結する予定はなく、それぞれが独立した法人として行動する旨書面で確認しております。

GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧電器の孫会社であり蘇寧電器が資金の出し手であることから、株主としての実質的な権限者は蘇寧電器であり、議決権の行使時には蘇寧電器の意向が反映されることとなります。GRANDA GALAXY LIMITEDは、蘇寧電器集団の孫会社であり蘇寧電器集団が資金の出し手であることから、株主としての実質的な権限者は蘇寧電器集団であり、議決権の行使時には蘇寧電器集団の意向が反映されることとなります。しかしながら、蘇

寧電器と蘇寧電器集団が共同で議決権を行使する旨の契約書を締結する予定はなく、それぞれが独立した法人として行動する旨、蘇寧電器の本割当増資の事務局から口頭で回答を得ております。

2【株券等の譲渡制限】
 該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方、本件第三者割当が有利発行に該当するものと判断した理由、その判断の過程及び本件第三者割当を有利発行により行う理由

発行価格に関しては、平成23年5月13日公表の「特別利益及び特別損失の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ」（注：「第一部（証券情報）（募集に関する特別記載事項）2. 業績予想の修正」参照）にあるように、東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故により、海外からの観光客の激減が予想され、当社の主力事業である国内店舗事業の免税事業の業績に甚大な影響が見込まれ、それによる資金繰りの悪化が予想される当社の現状、及び、国内店舗事業の業績回復の見通しが立てにくいいため、バランスのよい事業展開を行うために中国出店事業及び貿易仲介事業の早急な拡大を図っていくことが経営上必須であり、短期的に財務基盤を悪化させずに確実に資金調達をする必要性が高いということを考慮した上で蘇寧電器と協議を重ねました。蘇寧電器の孫会社であるGRANDA MAGIC LIMITEDが昨年9月2日に1株94円で第三者割当増資の引受を行っておりますが、その払込直後に日中外交問題が発生したこと、かつこの度の震災の発生と1年以内に2度に渡り株価下落リスクが発生していることを鑑み、蘇寧電器からは、震災後の年初来最安値（31円）を下回る提案が協議の過程でありました。しかし、この年初来最安値（31円）は震災の影響を受けた一過性の価格であり、蘇寧電器との業務提携により家電量販店でも独自のポジションを構築しつつある現状や今後の中国展開による事業発展の可能性が高いこと、かつ、一昨年と昨年度の純損失が改善傾向にあること（平成21年3月期純損失2,536百万円に対し平成22年12月期純損失49百万円）等を説明し、当社側及び蘇寧電器側の経営陣と協議を重ねた結果として、本件第三者割当の払込金額は1株当たり35円と決定いたしました。その協議にあたっては、当社での試算数値1（平成22年12月30日終値68円を平成22年12月期連結一株当たり純資産（21.17円）で除した数値3.21）及び試算数値2（35円を今回増資後の連結ベースの1株当たり純資産の見込額（27.70円）で除した数値1.26）と競合他社の同様の試算数値との乖離の状況も一部参考とし、発行価格が一株35円としても同業態の他社と比較してやや割高な水準にあるということも協議の過程で考慮いたしました。

また、本件第三者割当の払込金額35円は、直前営業日終値61円に対し42.6%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値56.3円に対し37.9%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値52.9円に対し33.8%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値59.8円に対して41.4%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本件第三者割当は有利発行に該当するものと判断されることから、平成23年8月23日開催予定の本件株主総会において、本件第三者割当による新株式発行に関する議案について株主の皆様の承認を得ることを条件に、本件第三者割当を行うことといたしました。

* 上記試算数値2で使用した、今回増資後の連結ベースの1株当たり純資産の見込額（27.70円）は、平成22年12月期当社連結純資産に今回増資予定額を加算した数値を平成22年12月末日における当社発行済株式数に今回発行予定株式数を加算した数値で除した数値となっております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当により増加する株式数は257,143,000株（議決権257,143個）であり、これは、現在の当社発行済株式数291,738,033株（総議決権数287,567個（自己株式及び単元未満株式を除く））に対し88.14%の割合（総議決権に対する割合89.42%）で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、下記「6. 大規模な第三者割当の必要性（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、外部環境の変化による影響を受けやすい要因であった国内事業への高い依存度を修正し、主要3事業のバランスの立て直しを図る必要性と主力の国内店舗事業を中心に大幅な業績の修正を余儀なくされ、それによる資金繰りの悪化に対処する必要がある当社にとって今回の蘇寧電器グループ（GRANDA MAGIC LIMITED及びGRANDA GALAXY LIMITED）による増資引受は必要不可欠であると考えます。本件第三者割当により財務基盤を早急に安定させ、中期経営計画通りの国内新規出店を達成しつつ、蘇寧電器との緊密な関係を維持し、基軸となる中国出店事業及び貿易仲介事業を成長させていくことは、結果として当社の企業価値の向上に寄与するものであると考えており、一時的な株式価値の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは既存株主の利益につながるため、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成22年12月31日現在の当社の発行済株式総数291,738,033株に係る議決権の総数は287,567個（自己株式及び単元未満株式を除く）で、本件第三者割当により発行される新株式257,143,000株に係る議決権数は257,143個となります。平成22年12月31日現在の当社発行済株式総数に対して88.14%、議決権数に対しては89.42%の割合となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。また、今回の第三者割当による新株式の発行により、割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITEDは、当社の支配株主となることを見込まれます。これらの理由により、本件第三者割当による新株式の発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に対する所有議決権数の割合 | 割当後の所有株式数 (株) | 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 |
|--------|----|--------------|--------------------|------------------|------------------------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|-------------|--------|-------------|--------|
| GRANDA MAGIC LIMITED | 2nd Floor, Harbour Drive P. O. Box 30592, George Town Grand Cayman KY1-1203 Cayman Islands. | 98,603,263 | 34.28% | 277,838,263 | 51.00% |
| GRANDA GALAXY LIMITED | ScotiaCentre, 4th Floor, P.O. Box 2804, George Town, Grand Cayman KY1-1112, Cayman Islands. | 0 | 0% | 77,908,000 | 14.30% |
| 日本観光免税株式会社 | 東京都目黒区東が丘1丁目34番5号 | 72,992,482 | 25.37% | 72,992,482 | 13.40% |
| ラオックス投資事業有限責任組合無限責任組合員マイルストーンアライメントマネジメント株式会社 | 東京都港区虎ノ門1丁目19番5号 | 14,600,000 | 5.08% | 14,600,000 | 2.68% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号 | 12,972,000 | 4.51% | 12,972,000 | 2.38% |
| 澤田ホールディングス株式会社 | 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 | 7,777,308 | 2.70% | 7,777,308 | 1.43% |
| エイチ・エス証券株式会社 | 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 | 3,622,692 | 1.26% | 3,622,692 | 0.66% |
| 有限会社谷口開発 | 東京都千代田区三崎町3丁目2番8号 | 2,111,000 | 0.73% | 2,111,000 | 0.39% |
| 朝日無線電機株式会社 | 東京都千代田区外神田1丁目2番9号 | 1,281,232 | 0.45% | 1,281,232 | 0.24% |
| 株式会社だいこう証券ビジネス | 大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号 | 1,078,000 | 0.37% | 1,078,000 | 0.20% |
| 計 | - | 215,037,977 | 74.75% | 472,180,977 | 86.68% |

*平成22年12月31日付の株主名簿の記載によります。

*ラオックス投資事業有限責任組合無限責任組合員マイルストーンアライメントマネジメント株式会社は、平成23年3月7日付提出の大量保有報告書の変更報告書の記載によると、当社株式をラオックス投資事業有限責任組合の無限責任組合員として保有していましたが、ラオックス投資事業有限責任組合が存続期間満了により解散するにあたり、有限責任組合員マイルストーン投資事業有限責任組合及び無限責任組合員マイルストーンアライメントマネジメント株式会社に対し、残余財産の分配として株式を交付いたしました。また、平成23年3月31日付提出の大量保有報告書の変更報告書の記載によると、住所が上記の東京都港区虎ノ門1丁目19番5号より、東京都千代田区丸の内3丁目4番1号に変更されております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

今回の資金調達のための目的は主に、平成21年11月16日公表の中期経営計画の達成に向け、今後の中国出店事業を見直し、再度、本格的に稼働するためのものであります。

平成23年5月13日付で「特別利益及び特別損失の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ」と題するプレスリリースで公表したとおり、東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故によって、当社の国内店舗事業における主要顧客層である海外からの観光客の来日の減少が見込まれることから、当社の業績は今期厳しくなることが予想されます。当社はこれまで、収益構造を国内店舗事業へ大きく依存してまいりました。よって、収益構造の安定化のために事業領域のバランスを早急に是正すべく中国出店事業及び貿易仲介事業の拡大を図っていくことを主な目的として、平成21年11月16日公表の中期経営計画に関して、平成23年6月28日付「中期経営計画の修正に関するお知らせ」と題するプレスリリースを公表し、中期経営計画の修正を行いました。

当該中期経営計画の修正内容に関しては、中期経営計画の基本路線である「国内店舗事業」「中国出店事業」「貿易仲介事業」の主要3事業を今後も展開していくという方向性には変更はありません。よって、国内店舗事業においては、上記の外部環境の変化により外国人観光客が激減し、主力の免税事業に影響を受ける状況を鑑み、出店地域の変更や出店速度の調整等をしつつも、中小型規模の店舗及び大型旗艦店の新規出店は計画通り継続してまいります。

また、中国出店事業に関しては、平成21年11月16日公表の中期経営計画において蘇寧電器店内へ小型店舗を110店舗出店するという目標を掲げ、出店先の絞り込みを行い、商品構成や店舗コンセプト等についても検討の上、計画を進めておりましたが、平成22年6月に中国に出店した既存店舗の売上が9月に落ち込み、また10月の国慶節の売上也芳しくなかったことから、出店する店舗の規模および形態の変更も含めた抜本的な検討を行うこととし、出店計画を一時凍結としました。また、東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故による影響を踏まえて、国内店舗事業への高い依存度を是正すべく早急に中国出店事業及び貿易仲介事業の拡大を図っていくことでバランスのよい事業展開を図り収益構造を安定化させる必要性が顕著となりました。そこで、これを機に当社は、中国出店事業の大幅な見直しを図り、これまでの当社独自の中国における小型店舗の出店という目標を見直し、蘇寧電器との業務上の提携関係をさらに強化し、より大型の総合家電量販店の出店を図っていくことといたしました。また、貿易仲介事業に関しては、蘇寧電器と共同で日本国内において需要の高い、豆乳メーカーや電動アシスト自転車など生活家電を中心としたPB商品の開発・販売を引き続き継続し、ヒット商品の開発と優良法人顧客の獲得に今後も注力してまいります。さらに、中国への進出を希望される日本企業を蘇寧電器及び蘇寧電器集団の所有する複合商業施設へ誘致する等、引き続き中国と日本を結ぶゲートウェイとしての役割も担っていく所存でございます。ゲートウェイとしての役割を担うことは、グローバル化をKEYに中国関連事業を強化し成長戦略を企図する当社にとって日本及び中国における存在感を高めていく布石となります。

当社が中国出店事業及び貿易仲介事業を強化し、主要3事業のバランスをとり経営基盤の安定化を図るためには、当社が本件第三者割当増資により蘇寧電器の子会社となるという位置付けを明確にした上で、蘇寧電器の中国市場における知名度・マーケティング能力・流通網（物流サービス、アフターサービス等）といった蘇寧電器のノウハウ及びこれまで当社が日本国内で構築した小売業のノウハウ、来日した中国人観光客を通じて培った当社の中国における知名度を活用しつつ、蘇寧電器と戦略的事業目標を共有し取り組んでいくことが不可欠となります。

上記のように、当社が現状おかれている状況を踏まえ、平成23年6月28日に公表した中期経営計画を達成するためには、中国出店事業を推進し財務基盤を維持しながら新たな事業展開のための投資資金を得る必要があります。現状、連結ベースで10期連続の経常損失を計上している当社にとって、このタイミングでの国内金融機関からの借入は極めて困難な状況にあり、かつ業績の修正を余儀なくされ早急な資金手当てが必要となっている状況下で短期的に財務基盤を悪化させずに確実に資金調達をする必要性がある中、当社の事業とのシナジーのある企業を公募増資を前提にして見つけるのは難しく、株価も平成23年3月11日の震災以降低迷しており、蘇寧電器以外の引受先を見出すのは実質上困難な状況にあります。このため、当社の筆頭株主であるGRANDA MAGIC LIMITEDを通じて当社普通株式の34.28%を間接保有し、既に業務提携を行い当社の事業戦略に関して理解の深い蘇寧電器と協議し、当社の今後の事業展開への理解及び当社が中国事業を推進するための更なる協力関係を構築することを前提に資金を供与していただくこととし、本件第三者割当を行うことを決定いたしました。

（2）大規模な第三者割当による既存株主への影響

本件第三者割当により増加する株式数は257,143,000株（議決権257,143個）であり、これは、現在の当社発行済株式数291,738,033株（総議決権数287,567個（自己株式及び単元未満株式を除く））に対し88.14%の割合（総議決権に対する割合89.42%）で希薄化が生じ、議決権割合の低下及び株価への影響が生じ、短期的には株式価値の希薄化によって既存株主に不利益となる可能性があります。

しかしながら、当社は、本件第三者割当により財務基盤を早急に安定させ、中期経営計画通りの国内新規出店を達成しつつ、蘇寧電器との緊密な関係を維持し、基軸となる中国関連事業を成長させていくことは、結果として企業価値の向上に寄与するものであると考えており、一時的な株式価値の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは既存株主の利益につながるため、本件第三者割当を行うことは必要であると判断しております。

（3）大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

当社は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の原発事故により業績に大きな影響を受け、事業の収益構造の見直しをせまられることとなりました。その過程で、当社の実質的な大株主であり業務提携先でもある蘇寧電器との協議を重ね、当社の事業の立て直しのためには中期経営計画の達成が不可避との判断をし、その達成のためには蘇寧電器及び蘇寧電器集団との強固な関係が必須との判断に至り、この度の第三者割当を決定いたしました。また、本件第三者割当は、希薄化率が25%を超えるものであることから、本件株主総会に付議する本件第三者割当に関する議案の株主総会参考書類に本件第三者割当の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を本件株主総会で説明した上で、本件第三者割当について会社法上の特別決議による株主の皆様のご承認を得ることを予定しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」及び四半期報告書（第36期第1四半期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年6月28日）までの間において変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年6月28日）現在において当社グループが判断したものです。

当社グループにおいて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがございます。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び対応に努める所存であります。

カントリーリスクについて

当社グループが行なっている「国内店舗事業」における免税品販売事業や、「海外出店事業」「貿易仲介事業」は、海外諸国とりわけ中国の政治・経済情勢、外国為替相場等の変動に大きな影響を受けます。何らかの事由

により、中国や海外諸国において政治・社会不安、経済情勢の悪化、法令・政策の変更などが起こり、訪日観光客の大幅な減少や当社グループが提供する商品に対する需要減退等が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

他の家電量販店との競合について

当社グループは国内において家電量販業を基本とした事業を行なっておりますが、同業界における競争は激烈であるため、当社グループの既存店ならびに新規出店地域における他社の店舗戦略や競争状況によっては売上の減少及び低迷等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定経営者への依存及び人材確保について

当社グループにおいては代表取締役を含む役員・幹部社員等の知識・経験などがグループの経営、業務執行において重要な役割を果たしており、これらは当社グループにおける重要な経営資源と考えられます。しかし、これらの役職員が何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは、「中期経営計画」を掲げ、今後も、積極的な事業展開を推進いたしますが、それに伴い、人材採用及び人材育成を重要な経営課題と位置づけて、人材採用と人材育成に関する各種施策を講じております。しかし、十分な人材確保が困難になった場合や、急激な人材採用によりグループの協業、連携体制の維持が困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループでは、メンバーズカード会員をはじめ店舗及びインターネット通販顧客などに関する多くの個人情報を保有しており、これらの情報の取扱いについては、社内に「企業倫理委員会」及び「法務内部監査室」を設置し、当社グループの業務が法令順守の方針に沿って運営されているかを監査しております。

しかしながら、コンピュータシステムのトラブル等による予期せぬ情報漏洩が発生する可能性は残っており、その場合、当社グループは社会的信用を失い、売上減少や損害賠償の発生等により、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

商品の安全性について

お客様からの安全性に対する要求は、一段と高まっております。お客様からの信頼を高めるため品質管理・商品管理体制を強化して参る所存ですが、過去にお買い上げいただきました商品を含めて品質問題等によりメーカーからの商品の供給に支障が生じた場合や当社グループが販売する商品に問題が生じ社会的信用を低下させた場合等には、売上減少や損害賠償の発生等により、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・事故等について

当社グループにおいて、大地震や台風といった自然災害、著しい天候不順、予期せぬ事故等が発生した場合、客数低下による売上減少のみならず、店舗等に物理的な損害が生じ、当社グループの販売活動・流通・仕入活動が妨げられる可能性があります。また、国内外を問わず、災害、事故、暴動、テロ活動、また当社グループとの取引先や仕入・流通ネットワークに影響を及ぼす事象が発生した場合も同様に当社グループの事業に支障をきたす可能性があります。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震においては、その後に発生した原発事故、計画停電及び断続的な強い余震活動の影響等によって、消費マインドの低下、海外からの観光客の減少が生じており、売上が減少する見込みであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失2億43百万円、経常損失1億84百万円、当期純損失49百万円を計上し、10期連続で損失を計上いたしました。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、平成23年12月期の黒字化見通しを修正し、11期連続の赤字となる見込みとなっております。このような状況を解消すべく、当社グループでは、前連結会計年度より以下の対応を行っております。

(イ) 国内での免税事業に関しては、今後も「国内・海外問わずお客様が気軽にショッピングを楽しめる店舗展

開」をコンセプトに積極的に新規出店を図ってまいります。

- (ロ) 中国出店事業としては、中国全土に店舗展開している蘇寧電器店舗内への出店を加速し、日本の品質の高い商品を販売していきます。
- (ハ) 貿易仲介事業に関しては、成長著しい中国市場への進出を希望する企業への支援を加速し、ビジネスモデルとしての確立を急ぎます。また、P B商品の開発力をさらに高め、安定供給を図っていきます。
- (ニ) 蘇寧電器股? 有限公司・日本観光免税株式会社との間で業務資本提携を行い両社との緊密な連携の下、中期経営計画を策定し事業内容の明確化をはかり取り組んでおります。
- (ホ) 主要株主との強固な業務提携関係を背景に、国内での免税事業の更なる強化、中国蘇寧電器店舗内への出店事業の推進、中国への貿易仲介事業を強化していくことで、安定的な収益力の構築を図っております。
- (ヘ) 免税売上と国内売上のバランスを取っていくことでカントリーリスクの軽減を図り、そして更なるコストの削減を図ってまいります。

これらの施策を継続的に取り組むことで収益構造の改善を図ってまいります。平成23年12月期に関しましては赤字となる見込みであります。当社は、資本業務提携先である主要株主との関係性をさらに強めることを確認しており、全面的なサポートを受け事業の立て直しを迅速に図っていく予定となっているため継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

株式の希薄化に関するリスク

平成23年6月28日開催の取締役会決議に基づき、同年8月23日開催予定の臨時株主総会の承認を経ることを条件に第三者割当の方法により同年8月29日に発行を予定する当社普通株式257,143,000株（以下「本新株式」といいます。）（議決権257,143個）は、平成22年12月31日現在の当社の発行済株式総数291,738,033株（総議決権数287,567株（自己株式及び単元未満株式を除く））の88.14%（総議決権に対する割合89.42%）にあたります。

本新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に影響を及ぼす可能性があります。

蘇寧電器股? 有限公司が親会社になることに関するリスク

本新株式が発行された場合、当社の総株主の議決権に対する本新株式の割当予定先であるGRANDA MAGIC LIMITEDが保有する当社普通株式に係る議決権保有割合（本新株式発行後）は、総議決権数の51.00%となることが見込まれます。GRANDA MAGIC LIMITEDは蘇寧電器股? 有限公司（以下「蘇寧電器」といいます。）の孫会社にあたることから、蘇寧電器は当社の総議決権数の51.00%にあたる株式を間接的に保有していることとみなされることとなり、蘇寧電器及びGRANDA MAGIC LIMITEDの100%親会社である香港蘇寧電器有限公司、そしてGRANDA MAGIC LIMITEDは新たに当社の親会社に該当することとなります。蘇寧電器は、本新株式の発行前から当社の総議決権数の34.28%にあたる株式を間接的に保有しておりましたが、上記の結果、蘇寧電器は、本新株式の発行以降、さらに当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができるものと見込まれております。

また、蘇寧電器の当社の経営方針についての考え方や蘇寧電器の利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、蘇寧電器による当社の経営方針についての考え方並びに蘇寧電器による当社の議決権の行使及び保有株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に影響を及ぼす可能性があります。

蘇寧電器、蘇寧電器集団有限公司及び割当予定先との資本業務提携に関するリスク

当社は、平成23年6月28日付で、蘇寧電器、蘇寧電器集団有限公司（以下「蘇寧電器集団」といいます。）及び割当予定先との間で資本業務提携契約（以下「本提携契約」といいます。）を締結しました。

当社は、平成21年6月25日に蘇寧電器と締結した業務資本提携契約に基づく中期経営計画を平成21年11月16日に発表し、それにそって「国内店舗事業」「貿易仲介事業」「中国出店事業」の3事業を柱とし、グローバル化を戦略の軸に事業の立て直しを進めております。引き続き蘇寧電器とは既存の業務提携契約に基づき友好的関係を維持しつつ、主要3事業の推進を図って参る所存ではございますが、本提携契約は主に、主要3事業の一つである

「中国出店事業」に関し、蘇寧電器との間でより具体的な支援及び業務の提携関係をさらに強化することを目的としております。

当社は、平成23年6月28日付「中期経営計画の修正に関するお知らせ」において公表したとおり、「国内店舗事業」への収益の依存度を改善すべく今期以降、平成25年までに30店舗の出店を目標とし「中国出店事業」を早急に拡大してまいります。また、中国での出店を行うにあたっては、蘇寧電器及び蘇寧電器集団の有する不動産情報を積極的に活用し、かつ蘇寧電器の有する中国本土での流通網（物流システム・アフターサービス等）を活用しチェーン展開していくことを前提としております。このように、当社が中国で蘇寧電器の支援を前提として事業の推進を図るという合意が蘇寧電器、蘇寧電器集団、GRANDA MAGIC LIMITED、GRANDA GALAXY LIMITEDとの間でなされ、本提携契約を締結しました。

しかしながら、本提携契約に従い提携が具体的に実行されるとの保証はなく、またかかる提携が実行された場合でも、当社の企図する経済的効果が得られない可能性や、当社が他の企業と提携又は取引する機会を失う可能性もあります。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成23年3月30日提出の臨時報告書）

(1) 提出理由

平成23年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

株主総会が開催された年月日
平成23年3月30日

決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|--------------------|------------|------------|------------|-------|--------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 223,977 | 97 | 0 | (注) 1 | 可決 (99.9) |
| 第2号議案 取締役7名選任の件 | | | | | |
| 羅 怡文 | 223,923 | 151 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.9) |
| 蒋 勇 | 223,926 | 148 | 0 | | 可決 (99.9) |
| 卜 揚 | 223,926 | 148 | 0 | | 可決 (99.9) |
| 王 哲 | 223,927 | 147 | 0 | | 可決 (99.9) |
| 韓 楓 | 223,926 | 148 | 0 | | 可決 (99.9) |
| 早瀬 恵三 | 223,928 | 146 | 0 | | 可決 (99.9) |
| 中林 毅 | 223,928 | 146 | 0 | | 可決 (99.9) |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 山下 巖 | 223,975 | 99 | 0 | | 可決 (99.9) |
| 第4号議案 会計監査人選任の件 | | | | (注) 2 | |
| あらた監査法人 | 223,975 | 99 | 0 | | 可決 (99.9) |

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3

- 分の2以上の賛成による。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席のうち議案に対する意思表示の確認が出来た株主分を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会の当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない議決権1,040個は加算しておりません。

（平成23年4月14日提出の臨時報告書）

*平成23年4月15日提出の訂正臨時報告書の内容を含んで記載しております。

(1) 提出理由

当社は、平成23年2月25日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士の異動について、平成23年3月30日開催の第35期定時株主総会に付議し、承認を得ましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

1. 異動に係る監査公認会計士等

就任する監査公認会計士等の名称

あらた監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

清和監査法人

2. 異動の年月日

平成23年3月30日（第35期定時株主総会開催日）

3. 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成21年6月26日

4. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

業務資本提携契約を締結している蘇寧電器股？ 有限公司の決算期に合わせるべく、前事業年度より決算期の変更をしております。その中で、経営情報の共有化やグループとしての更なる効率化を図るべく、会計監査の同時性を実現させていくために、蘇寧電器グループの会計監査人であるPricewaterhouseCoopersの日本におけるメンバーファームであるあらた監査法人へ変更することといたしました。

6. 上記5の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士

等の意見

特段の意見がない旨の回答を得ております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | |
|-------------------|--|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 自平成22年4月1日 (第35期) 至平成22年12月31日 | 平成23年3月30日 関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の 訂正報告書 | 事業年度 自平成22年4月1日 (第35期) 至平成22年12月31日 | 平成23年4月8日 関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の 訂正報告書 | 事業年度 自平成22年4月1日 (第35期) 至平成22年12月31日 | 平成23年 5月16日関東財 務局長に提出 |
| 有価証券報告書の 訂正報告書 | 事業年度 自平成22年4月1日 (第35期) 至平成22年12月31日 | 平成23年 5月17日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 自平成23年1月1日 (第36期第1四半期) 至平成23年3月31日 | 平成23年 5月16日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月28日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 美千雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 黒 崇 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年8月3日に第三者割当により発行した第2回新株予約権は、平成22年6月4日に全数が権利行使された。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラオックス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ラオックス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄

指定社員 業務執行社員 公認会計士 江黒 崇史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成22年4月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3月28日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 南 方 美千雄

指定社員
業務執行社員

公認会計士 江 黒 崇 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成22年4月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラオックス株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ラオックス株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月16日

ラオックス株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 沢 直 靖 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 南 方 美千雄

指定社員
業務執行社員

公認会計士 江 黒 崇 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成21年8月3日に第三者割当により発行した第2回新株予約権は、平成22年6月4日に全数が権利行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月28日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江黒 崇史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成22年4月1日から平成22年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。